

処遇改善加算および特定処遇改善加算の支給に関する規定

(目的)

第1条 厚生労働省が創設した福祉・介護職員処遇改善加算制度及び福祉・介護職員特定処遇改善加算制度に基づき、当法人職員に対し支給する処遇改善支給額及び特定処遇改善支給額（以下「処遇改善等支給額」）について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 当法人の職員および常時法人の業務に従事しない嘱託および非常勤職員

(支給額)

第3条 処遇改善等支給額は、厚生労働省の定める福祉・介護職員処遇改善加算制度及び福祉・介護職員特定処遇改善加算制度の支給基準に則り、表1に定める。

(支給方法)

第4条 処遇改善等支給額の支給方法は、年度定期昇給及び年度末一時金として支給する。

(在籍の限定)

第5条 処遇改善等支給額の年度末一時金は、支給日現在に在籍していない者については支給しない。

(その他)

第7条 この規定は、支給の根拠となる制度が終了すると同時に廃止するものとする。

(附則)

令和2年4月1日施行

令和3年3月12日改訂

〈表 1〉 支給基準

1 処遇改善支給額

- (1) 定期昇給 給与規定による
- (2) 年度末一時金
 - ・ 社会保険加入者に対して、一律同額を支給する。
 - 処遇改善加算制度の支給基準に則り、下の計算式により算出する。

$$\frac{\text{処遇改善加算給付額} - \text{定期昇給総額} - \text{社会保険未加入者への年度末一時金}}{\text{社会保険加入者数}} + \text{法人負担調整額}$$

- ・ 社会保険未加入者に対して、一律同額（6万円）を支給する。

2 特定処遇改善支給額

- ・ 社会保険加入者

区分	A：経験・技能のある指導員	B その他の指導員	C 指導員以外の職員
条件	1. 当法人の在籍期間が 10 年以上の者且つ介護福祉士・社会福祉士・精神保健福祉士の資格を有する者及びサービス管理責任者の業務に就いている者	1. A 以外の利用者支援に携わる職員	1. 利用者支援に携わらない職員
給付割合	2	1	0.5

- ・ 社会保険未加入者に対しては、A に 6,000 円 B に 3,000 円を支給する。

3 その他支給基準

- (1) 10 年以上在籍の定義として、入職後 10 年を迎えた次の年度からを対象とする。但し年度初日（4 月 1 日 休日の場合は次運営日）に在籍していた者はその年度も含めるものとする。
- (2) 月半ばからの中途採用者については翌月から支給対象とし、月割りで算定する。
- (3) 傷病・育児等の休暇申請者は月割りで算定する。（休暇が 10 日未満の月は支給対象とする。）
- (4) 非常勤から常勤になった場合は在籍期間を優先する。

- (5) 社会保険未加入から加入になった非常勤職員は、月ごとに計算し合算する。
- (6) 支給計算後100円未満は切り捨てる。
- (7) 欠勤のある月は支給対象としない。